

衝撃 パナマ文書

タックスヘイブン（租税回避地）の利用実態を暴く「パナマ文書」が公開された。約21万社に及ぶペーパーカンパニーを読み解くと、ビジネス展開の利便性を追求する企業や投資目的の富裕層の利用が目立ち、専門家からは「日本も税制のゆがみの見直しにつなげるべきだ」との声が上がる。一方、税務当局などには違法性の有無の確認が求められる。（植松正史）

(植松正史)

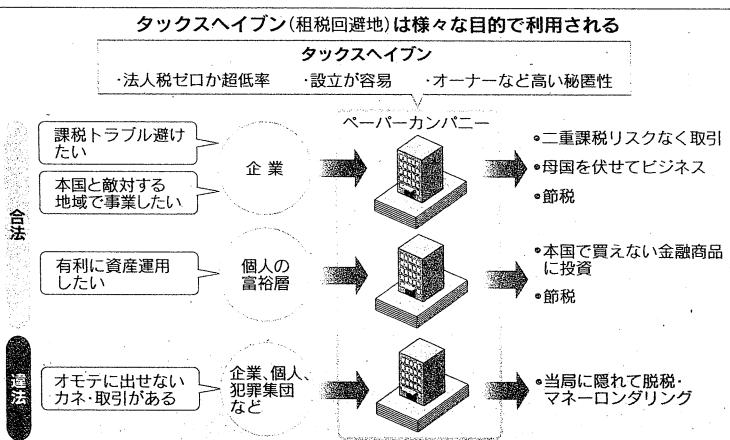
租税回避地 多様な思惑

「CCTJのウェブサイトに公開された「バナマ文書」の日本企業関連資料ページ

国際ビジネスに詳しい外
立憲治弁護士は「回避地が
多く使われる事実は、日本

ゆがむ税制 不満根強く

日本の企業関係者



違法性の解明 当局に難題

の税制のゆがみの裏返しで上回る。相続税の最高税率もあると指摘し、二重課税の問題がなかなか解消されない実態や、諸外国に比べ法税率が高いことを問題視する。

日本の法人実効税率は近年は徐々に引き下げられており、2016年ぐる企業や富裕層の資金が海外に流出しないようつなぎ度で29.97%（財務省調べ）。海外に課税されない法人税ゼロの回避地はもちらん、英国（20%）や韓国（24.2%）などを大きくしている。

外立弁護士はパナマ文書問題について「回避地利用の批判に終始するのではないか」と話す。高額所得者の所得控除は縮小され、所得税の負担も以前より重い。

ができない、会計監査や取締役会の開催義務もない。事業展開のスピードが求められる企業にとって、それ自体がメリットだ。法人税がゼロか極めて低税率で税務申告の負担も少ないと、その特性は本国と子会社設置国での「重課税」のリスクの回避につながる。

法人税は事業を行った国の所得を基に各国で納めるのが原則。ただ複数国にまたがる取引では、本社のある国と子会社を質ぐる税務当局の見解が違い、双方から二重課税されることがある。

企業は両国間で課税額を調整するよう相互協議の申し立てができる、事前に課税範囲を定めておくこと、事前確認制度(APA)もある。ただ両国間の協議は決裂も多く、結局、税務訴訟などで解決が長引く傾向が強い。

ボランジルの子会社を巡り東京国税局からの約75億円を追徴課税された例では、裁判で課税取り消しが確定し、重課税が解消するまで1年かかった。

日本には回避地の子会社に事業実態がないれば国内で一括課税する「タックスヘイブン税制」も

や株主を第三者名義で登記できる(ペーメー制度)があり、外部からは誰が眞のオーナーかわからないといふ特徴もある。パナマ文書には、日本人とみられる約2300人ほどの個人の名前もあった。日本の富裕層が巡回地にペーパーカンパニーを持つべきは、国内の規制では購入できない金融商品に投資し、投資効率を高める目的が多いといふ。スタイルは本社を置くアライバートバンクの担当

<p>パン(東京・品川)は今、審査金取引を突き止め月26、27日に開かれる王要国首脳会議(伊勢志摩サミット)に向け、タックスヘイブン(租税回避地)を使った脱税や資金洗浄などを防ぐ国際的な取り組みを求める提言書を外務省に提出した。提言書は9日付で、「バーナム文書」公開で、脱税や資産隠しの問題は伊勢志摩サミットでも避けられない議題だと指摘。不 </p>	<p>者は「高利回りの社債や數十億円の高額保険など、組み合わせた資産運用が一般的」と指摘する。日本に居住する限り、海外資産も日本の相続税の課税対象になるが、多様な金融商品で高利回りで運用できる上、相続税を支払う高額の保険金でカバーできるという。日本は19年から海外にある五十万円超の財産を税務署に報告する「財産調査制度」を導入。回避地を経由する資金の流れの大半は報告が義務付けられている。意図的に隠された資金 </p>	<p>性もあり、国税庁やパナマ文書当局は今後、パナマ文書で明らかになった企業や個人について、違法性の有無を確認する方針だ。ただ国税OBの税理士は「本当に悪質な組織や人物は回避地を二重三重で隠すことは不可能だ」と指摘。日本は「本邦に在る法人は回避地を二重三重で隠すことは不可能だ」とも話す。 </p>	<p>性もあり、国税庁やパナマ文書当局は今後、パナマ文書で明らかになった企業や個人について、違法性の有無を確認する方針だ。ただ国税OBの税理士は「本当に悪質な組織や人物は回避地を二重三重で隠すことは不可能だ」と指摘。日本は「本邦に在る法人は回避地を二重三重で隠すことは不可能だ」とも話す。 </p>	<p>性もあり、国税庁やパナマ文書当局は今後、パナマ文書で明らかになった企業や個人について、違法性の有無を確認する方針だ。ただ国税OBの税理士は「本当に悪質な組織や人物は回避地を二重三重で隠すことは不可能だ」と指摘。日本は「本邦に在る法人は回避地を二重三重で隠すことは不可能だ」とも話す。 </p>
<p>（若林伸紀理事長）</p>	<p>要つゝ本国（G7）では日本が「カントリーリスク」では日本での対応は比較的進んでいるが、米国は遅れてい </p>	<p>る」という。</p>	<p>（同NPPOによる）「主 </p>	<p>で義務化することやイン </p>
<p>（友川法律事務所（東京 </p>	<p>は中部地方）で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>
<p>は、中部地方）で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>
<p>は、中部地方）で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>
<p>は、中部地方）で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>
<p>は、中部地方）で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>	<p>は東京で、中部地方で、東京 </p>